

『古事記』と『日本書紀』

——シンポジウム「記紀の成立を考える」を振り返る——

松 本 直 樹

一 シンポジウムの趣旨とパネリストの紹介

上代文学会二〇一二年度の秋季大会シンポジウムは、十一月十七日、日本大学文理学部にて標記のテーマのもとに開催された。あいにくの荒天にも関わらず、一一〇名を超える参加者があり、盛況であった。司会者としてシンポジウムを振り返り、最後に記紀、風土記の〈神話〉を研究してきた立場から若干の私見を述べて問題提起をし、責を果たすことにしたい。

「案内」に記載されたシンポジウム担当常任理事（飯泉健司氏、梶川信行氏、瀬間正之氏）の趣意書には次のようにある。

古事記撰録千三百年にあたる今年、各方面でさまざま
まな記念行事が行われている。上代文学会でも、改め

て古事記の成立を考える。

古事記の成立を考える際、その八年後に成立した日本書紀の成立も同時に考える必要がある。本シンポジウムでは、とりわけ文字表現という観点から、記紀の成立を見直すことを主軸に、史書編纂に深く関与したことが想定される渡来系氏族をも見直すことで、今後の記紀成立論を捉え直す契機としたい。

パネリスト及び講演題目は次のとおりである。

○渡来系知識人と記紀の成立 加藤謙吉氏（成城大学・中央大学兼任講師）

○文字表現から観た『日本書紀』の成立 森博達氏（京都産業大学教授）

○文字表現から観た『古事記』の成立 瀬間正之氏（上智大学教授）

加藤氏は、『蘇我氏と大和王権』（吉川弘文館、一九八三年）、『大和政権と古代氏族』（吉川弘文館、一九九一年）、『秦氏とその民』（白水社、一九九八年）、『大和政権とフミヒト制』（吉川弘文館、二〇〇二年）他の著書で知られ、近年はとりわけ渡来系氏族と大和王権の史書である記紀との関係を、古代史学専攻の立場から説いている。森氏は、中国語の音韻学を基盤にして、文字表現の面から『日本書紀』成立の研究をリードしている一人であり、著書には『古代の音韻と日本書紀の成立』（大修館書店、一九九一年）、『日本書紀の謎を解く 述作者は誰か』（中央公論社、一九九九年）、『日本書紀成立の真実 書き換えの主導者は誰か』（中央公論社、二〇一一年）などがある。瀬間氏は、散文を中心とした上代文学の専攻で、特に漢籍の受容を視野に入れた記紀、風土記の表現研究に造詣があり、『記紀の文字表現と漢訳仏典』（おうふう、一九九四年）、『風土記の文字世界』（笠間書院、二〇一一年）などの著書を持つ。以上のように、史学・言語学・文学の各分野のプロパーによる基調講演を基軸にして、『古事記』『日本書紀』の成立の問題を捉えなおそうという企画であった。

二 三者の基調講演と質疑応答

三者による基調講演の内容を筆者の理解によって要約し、

併せて、会場から出された質問や意見を紹介する。質問や意見に対して各講師から丁寧な回答があり、また会場を交えて闊達な意見交換がなされた。ただし、口頭による議論を文字化することには慎重であるべきだと考え、ここでは「質問紙」に記載された質問・意見を要約して紹介するとどめ、各講師の考えについては本誌掲載の論考等を参照願うことにする。

（加藤氏の講演） 加藤氏の講演内容はおよそ以下の通りである。

『日本書紀』の編纂は藤原不比等の主導のもとになされたが、彼の周辺にあつて文筆・記録の任務にあつたフミヒトや、百濟・高句麗の滅亡を機に渡来した知識人ら、中河内から南河内にかけての地域を拠点とした不比等のブレイン集団が少なからず関与していた。具体的な人物としては山田史御方、楽浪河内、刀利宣命などが挙げられる。また、その他にも有力な候補として、唐や新羅との外交で活躍した伊吉連博徳、代々国史の編纂に携わるなど学者や文人や高僧を輩出してきた家系にあつて、首親王との交流もあつた船連大魚、「文雅」の士として名高い（万葉集・懐風藻・藤氏家伝）白猪史（葛井連）広成らの名を挙げる事ができる。さらに、『弘仁私記』序などに『日本書紀』の

編者とされている太安万侶が、「壬申紀」の述作に關与した可能性を指摘することができる。「壬申紀」の内容には偏りがあり、大海人側の勝利の背景にあつたという美濃や尾張での徴兵の成果が強調されているが、それは壬申の乱の「大義」が大海人側にあることを主張しようという述作者の意図によるものと推察される。就中、徴兵などに貢献した多臣品治を「將軍」として顕彰する態度からすると、述作者として多氏にゆかりの人物が想定され、それが太安万侶であつた可能性がある。

加藤氏の講演について次のような質問や意見があつた。

○天武一〇年三月の上古諸事の記定の命で任命された十人余の人々の、書紀編集との關係をどう考えるか。

○『古事記』序文が安万侶の自序であるとすれば、安万侶には正格漢文を書く能力があつたと認められるが、卷二十八の「壬申紀」（森氏の言うβ群に属する）には漢文としての誤りが多い点で問題が残る。

○太安万侶が記紀両書の編纂に關わつていたとすれば、なぜ『日本書紀』の一書の中に『古事記』がないのかといった問題を解くための糸口になるかも知れない。

（森氏の講演）

森氏の講演内容はおよそ以下の通りである。『日本書紀』は音韻や語法などの文字表現の傾向から、

α群（卷十四～二二・二四～二七）、β群（卷一～一三・二二・二三・二八～二九）、卷三〇の三つに区分することができる。α群は持統朝に統守言と薩弘恪という中国人の手によつて、正音と正格漢文によつて書かれた。引用文と後人（三宅臣藤麻呂）が潤色加筆した部分を除けば漢文の誤用などは見られない。β群は文武朝以降に、山田史御方という倭人によつて記されたために漢文の誤用や和音の使用など「倭習」が目立つ。また、卷三〇は、和銅七年の国史撰録の詔によつて紀清人が記したものである。現在に伝わる『日本書紀』は以上のような過程を経て成つたものであるが、それは完成を見ない「未定稿」である。例えばα群に属する卷一四に「吾妹」についての「称妻為妹、蓋古之俗乎」という結論を回避した注があるが、吾妹は「古之俗」などではありえず、これは和語に暗い中国人による注がそのまま残つたものである。さらにα群に属する卷二一に「壬申詔云々：見炊屋姫天皇紀」とありながら、β群に属する卷二二の「推古紀」には「云々」の省略部分を補う記述がない。α群の筆録者は原推古紀を見ていたが、β群が筆録される段階で原推古紀の一部が削除されたものと思われる。

森氏の講演については次のような質問や意見があつた。

○合理性の高い成立論であるが「統守言」「山田史御方」

などの具体的な人物を特定できるのか。或いは仮に当てはめてみるとこうなるというレベルなのか。

○雄略紀(α群)四年八月条の歌謡に「シ之シ(宍)符須(伏)」と「ス斯ス(宍)磨都(待)」と宍について二様の表記があり、中国語学の尾崎雄二郎氏は、前者は破擦音 ts 系、後者は摩擦音 s 系で音が異なり、これは日本人を想定読者として書かれた結果であると指摘しているがどうか。

○『日本書紀』のβ群は正格漢文を書く能力を持たない日本人が書いたということであるが、『古事記』の倭文体は編者の意図による選択であると理解することができる。

○『万葉集』巻二の「三方沙弥」を「山田史御方」であるとうと推定しているが、「シ沙弥」のシに名がくる例はみあたらない(「笠沙弥」のように氏がくる例はいくつかある)。

○講演資料の中に「天智紀への持統紀執筆者の加筆」とある点は、最新刊『日本書紀成立の真実』に示された「天智の復権」に照らして、より説得力ある意見であると受け止めることができた。

(瀬間氏の講演) 瀬間氏の講演内容はおよそ以下の通りで

ある。

賀茂真淵以来、『古事記』の成立時期を和銅以前に求める意見がある。その本文は天武朝に書かれたものであり、太安万侶は本文そのものには手を加えることなく注をつけるだけの作業を行ったために、宣命体が採用されていないとする説や、『古事記』がモの甲乙を正確に書き分けている(甲乙が混同された最古の例は天武九(六八〇)年である)点から、成立時期を古く設定する説もある。しかしながら、一語一句まで音声化することを目指していない『古事記』が宣命体を採用しなければならぬ必然性もなく、モの音の変化についても相当の期間を要する(区別された最新の例は天平五(七三三)年である)から、それらのことを以って成立時期を決定することは難しい。加えて、次のような用字例などからも『古事記』天武朝成立説は否定される。ツカヘマツルに相当する漢籍の用字は「奉事」であるが、『古事記』は一貫して「仕奉」という日本独自の表記を用いている。木簡資料や文献資料を調査すると、日本でも古くは「奉事」が使用されており、「仕奉」の表記は七世紀末に始まり、八世紀以降に常用となったことが確認できる。また、『古事記』の系譜中の「子」の用字法も、一部の例外を除けば、七世紀末から八世紀初頭の資料に認められるものである。さらに、天照大神の誕生は歴史的

には持統朝か文武朝にまで下るとされ、その神名が森氏の言うβ群に偏在していることが確かめられている。以上のように、用字や神名の採用状況からしても、『古事記』の成立を天武朝と考えることはできず、序文に記されたとおりの和銅五（七一）年の成立とするのが妥当である。

○『古事記』が天武朝に成立したのではないということであるが、それは何もなかったということか。また、序文によれば安万侶は僅か三ヶ月余りの間に「撰録」を行ったが、それはほどの程度の仕事であったのか。

○「奉事」から「仕奉」へ、「兄」から「子」への推移を成立年代推定の根拠としているが、こうした変化の動因についての説明があるとより納得しやすいく。

三 国史編纂の要請

『日本書紀』の編纂に渡来系氏族らが関わっていたことは加藤氏を初めとする古代史研究の成果から証明されようとしている。また、『日本書紀』の巻一から巻一九までが、α群とβ群に大別され、同書がα群↓β群の順で、筆録者を替えてなされてきたという森氏の説は、もはや定説に近いと言えよう。また、『古事記』が漢訳仏典を含む漢籍の用字・用語を利用して表記されていることは瀬間氏を初め

とした研究によって疑う余地のないところとなっている。その上で、筆者の関心は『古事記』と『日本書紀』との関係」という古くからの問いに向いている。

『日本書紀』はもちろんのこと、体裁上では『古事記』さえも国史であるに違いない。そもそも国史とは、国家が自国の存立意義を自覚し、それを国の内外に向けて発信する目的で編まれるものである。例えば、

・是歳、皇太子嶋大臣共議之、録天皇記及国記、臣連伴部国造百八十部并公民等本記。

（『日本書紀』推古二八年条）

とあるような推古朝における国史の編纂は、大和王権が、東アジア世界において「新しい国家」を自覚し、

・其王、多利思比孤、遣使朝貢。：其国書曰「日出処天子、致書日没処天子：」（『隋書』倭国伝 大業三年（六〇七））

・天皇聘唐帝。其辞曰「東天皇、敬白西皇帝」（『日本書紀』推古十六年（六〇八）九月）

という記事が示すように、中国歴代王朝による冊封からの事実上の離脱宣言を行ったことに関係している。その後、六四五年には「大化」という自前の年号を初めて使用した。年号とは「中国の皇帝は時間さえも支配している」という思想により漢の武帝が制定した「建元」を起源とするので

あり、自前の年号の制定は、天子の一人としての大和の王が国家の独立を宣言したに等しい。その後、天武朝から持統朝にかけて自前の律令、「日本」国号、「天皇」の称号が相次いで制定された。^①天武朝に開始された『古事記』『日本書紀』という二つの国史の編纂が、国家としての自立を宣言した一連の流れの上にあることは自明であろう。改めて何故『日本書紀』と『古事記』があるのかを問いたい。

表記体の面では、『古事記』が和文体を探るのに対して、『日本書紀』は筆録者の文章能力の問題からβ群に「倭習」が目立ちます。『古事記』が国内向け、『日本書紀』が中国向けと説かれてきた所以である。ただ『古事記』が和文体漢文という自国の言葉で国史を記したのは、東アジアの漢字文化圏の中で強く自国のアイデンティティーを自覚し、主張した故のことであろう。^②また一方の『日本書紀』も歌謡についてはすべて一字一音の仮名で表記し、また意味や訓みを和語で示すための注を施しており、一概に前者を国内向け、後者を対外的と断定的には言えない事情も存している。そして、何よりも『日本書紀』がおよそ正史らしからぬ〈建国神話〉を持ち、しかもそこには『古事記』序文が言う「諸家所費帝紀及本辞」にも相当するような諸伝が列記されていることの意味が問われなければならぬ。

ばならないだろう。

四 〈建国神話〉を持った国史

〈神代史〉としての〈建国神話〉の成立過程を想定してみよう。まず、この列島の各地で信仰されていた神や、各地で伝承されていた神話を取り込みながら一つの〈建国神話〉が創造されたであろう。現に『古事記』『日本書紀』の〈神話〉には、神統譜に直接つながる神ばかりではなく、地方の神々が多く登場している。〈建国神話〉を作る目的は、地方のイデオロギーを包括し、全国を一律の価値観、国家イデオロギーで覆ってしまうことにある。そうして出来た〈建国神話〉が伝承中に揺れを生じ、或いは民族などの意図をもって改変されて、多くの異伝が生じていった。それが『古事記』序文の言う「諸家之所費帝紀及本辞」の一部であり、『日本書紀』の一書群もそれらの断片である。その〈建国神話〉群を資料として、『古事記』『日本書紀』それぞれの〈建国神話〉は構成されたであろう。『古事記』が〈建国神話〉を一本化した意図は、大和国家の唯一の〈神代史〉^③を定めるためだと理解できるが、『日本書紀』が主文に加えて一書群を列記したことに如何なる意味があるのかは容易に解ける問題ではない。問題点を簡潔に整理すると、

①主文と一書群の内容を同時に認めることができない
(第五段主文で同神の異名とされる天照大神・日神の誕生が三様に説かれている等)

②一書がなければ主文の文脈が理解できない(第九段主文におけるタカミムスヒやオホナムチの地位はそれ以前に掲載された一書がなければ理解できない等)

という相反する二つの事柄が同時に説明されなければならぬということである。

①は当然として、②について一例を示してみよう。天界の司令神について、主文は次のように二転三転する。

(第五段主文) : 日神 || 大日靈貴 (一書云、天照大神、一書云、天照大日靈尊)

← ↑ (一書群における天照大神の存在)

(第六段主文) : 天照大神
(第七段主文) : 天照大神

← ↑ (第四段一書第一における天神)

(第八段主文) : 天神 ※主文では初出
(第一段一書第四・第八段

← ↑ 一書第六における高皇産靈尊)

(第九段主文) : 皇祖 || 高皇産靈尊 ※主文では初出

このように神代紀の主文は、「天照系」「日神系」「タカミムスヒ系」など異なる系統の〈建国神話〉を段ごとに切り接ぎするように構成されている。主文だけを読めば、切り接ぎ箇所には段差があるが、その段差はそれまで主文の下を「副流」のように流れていた一書群の情報繋ぐという仕組みである。このように主文は、一書群に支えられながら、複数の〈建国神話〉の系統を総合して成り立っているのである。

また、次のような事例もある。葦原中国の平定から天孫降臨に至るまでの司令神は第九段の諸伝において次のようになっている。

第九段主文 : 高皇産靈尊

同一書第一 : 天照大神

同一書第二 : 高皇産靈尊・天照大神

同一書第四 : 高皇産靈尊

同一書第六 : 高皇産靈尊

主文にはアマテラスの影は全くなく、司令神は専らタカミムスヒ一神となっているが、卷三の神武即位前紀の冒頭近くには次のような一文が存している。

(神武)「昔我天神、高皇産靈尊・大日靈尊、挙此豊葦原瑞穂国、而投我天祖彦火瓊杵尊。於是、火瓊々杵

尊、闢天闕披雲路……」

大日靈尊は、第五段主文における天上の主宰神であり、同じ主文の注において天照大神がその異名であるとされながら、その名は以降の主文に一切出てこない。その異名であるという天照大神は第七段と第八段の主文では主宰神の位置にいるが、第九段主文で降臨を指揮するのは高皇産靈尊に他ならない。つまり、神武の発言は、神代紀の主文と一書群とを包括的に受け止めた時に、初めて成り立つ内容である。ある段までは主文であった〈建国神話〉の系統が、次の段ではその位置を他に譲るが、それでもなお副流として〈神代史〉の時間の中を流れ続け、それらが全て合流するように一本化された神武紀に注ぎ込んでいるのである。述べてきたように、複数の系統の〈建国神話〉群は、交互に主文となり、一書となり、総合的な〈建国神話〉としての〈神代史〉を形成しているのである。『古事記』は「諸家の賈たる」〈建国神話〉を一本化して絶対的な〈神代史〉を築こうと努め、一方の『日本書紀』は多くの〈建国神話〉群を取り込みながら、総合的な〈建国神話〉の枠組みに収めることを目指していたように思う。ともに、神話がいまだ社会に対して一定以上の規制力を有していた時代における国史編纂の営みであったと考えたい。

さらに『日本書紀』の〈神代史〉は、〈建国神話〉の諸

伝のみならず、漢籍の神話をも取り込んでいる。第一段主文は天地の創成を、『淮南子』と『三五歴史』(『芸文類聚』)の文を切り接ぎしながら、これも中国舶来の陰陽二元論で説いている。陰陽二元論に基づく〈建国神話〉の文脈は、幾つもの齟齬を来たしながら第四段主文まで続くが、陽と陰の体現者として活躍していた陽神イザナキ・陰神イザナミの時代から、日神天照大神の時代へと移る段階で、それまでは主に一書として副流していた「天」を中心とした〈建国神話〉に取って代わられる。このように『日本書紀』は、冒頭に漢籍の神話を置き、陰陽二元論を取り入れ、さらに全体を漢文体を目指した文章で記すことによって、〈建国神話〉の有効性を対外的にも示そうと努めているように思えてならないのだ。ただし、こうした卑見は、未だおおかたの支持を得るに至っておらず、次節で紹介するようになく異なる主張が存在する。

五 二つの〈神代史〉

『古事記』と『日本書紀』との関係を〈神代史〉に絞って考えてみたい。『日本書紀』の一書群の中には、第五段一書第六など『古事記』の内容に近いものを含みながら、全く同じ伝承は一つも記載されていない。総合的な〈建国神話〉であることを目指した『日本書紀』の〈神代史〉に

何故『古事記』のそれが無いのだろう。可能性として次の二つが考えられよう。

1、『古事記』にあるから再録する必要がなかったため。
2、『古事記』を否定するため。

かつて筆者は『日本書紀』に現れる神名に注目して、次のように論じたことがある。²⁾『日本書紀』神代巻には、主文か一書かを問わず、「亦曰」「一書云」「二云」「又曰」として神の異名が頻出する。そしてその異名の提示は、主文と一書群とを繋ぐための重要な設定になっている。例をあげれば、第五段主文に登場する大日靈貴について、「一書云、天照大神、一書云、天照大日靈尊」と注があるからこそ、第六段以降の主文において天照大神が天上の主宰神として登場することに説明がつく。また、第九段主文において、葦原中国平定の命令に逆らった天稚彦について、「此神亦不忠誠也。来到即娶頸国玉之女子下照姫」とあり、「不忠誠」であることと「頸国玉」の娘との結婚とが因果関係を持つていると読めるが、「頸国玉」は主文では初出であり、以降の主文にも登場することはない。この神名が出てくるのは、第八段の一書第六で、そこでは「大国主神、亦名大物主神、亦号国作大己貴命、亦曰葦原醜男、亦曰八千戈神、亦曰大国玉神、亦曰頸国玉神」と大国主神・大己貴命の異名であることが示されている。この一書の情報を

以つてすれば、第九段主文における天稚彦の行動の意味を合理的に理解することが出来るのである。また、第九段主文において鹿葦津姫の異名に「木花之開耶姫」が見えるが、主文内で木花之開耶姫という名での活動は記されていない。木花之開耶姫とは、同一書第二で、姉の磐長姫との対比によるいわゆる選択型（バナナ・タイプ）の死の起源神話を通して、天孫に寿命が生じたことを説明するための神名に他ならない（同一書第六にも登場するが省略が多い）。第九段以降の主文において、瓊々杵・火火出見・鸕鷀草葺不合といった歴代の天孫は死を迎え、神武に始まる歴代も当たり前のように崩れるが、その理由は一書によらなければ説明がつかないのである。第九段主文における「木花之開耶姫」という異名の提示は、いわば一書第二へのリンクを示しているのである。今、三例だけを示したが、異名の殆どは、主文・一書を問わず、時には段を越えて、他の箇所が登場する。『日本書紀』における神の異名は、主文と一書群による（神代史）の構造を支える紐帯となつて、主文と一書の垣根を越え、段をも越えて働いている。

かような状況の中で、草野姫の異名の「野槌」、級長戸邊命の異名の「級長津彦命」、泉門塞之大神の異名の「道返大神」、大国主神の異名の「葦原醜男」と「八千戈神」、下照姫の異名の「高姫」と「稚国玉」は、それぞれ異名で

活躍することがないばかりか、異名提示箇所以外には名を見ることさえない。そして、それらの異名は、「稚国玉」以外、すべて『古事記』に登場する。『古事記』においてタカヒメはアズスキタカヒコネの妹であり、かつシタテルヒメという異名でアメワカヒコの妻になり、最後に歌をもつて兄と夫とが別神であることを明かす役割を担う。また、アシハラシコラとヤチホコはそれぞれ別の神格を担って、大国主神（大いなる国の主）の存在を根拠づけている。タカヒメも、アシハラシコラやヤチホコも、『古事記』においてはそれぞれ〈神話〉をもつて働いており、この〈神話〉の情報によって『日本書紀』神代巻の正文は文脈をとりやすくなる。『日本書紀』神代巻に現れた神の異名は、段を越えて正文や一書群を繋ぎ、神代紀の構造を支え、さらに神代紀と『古事記』の間をも繋いでいたように思えてならない。

また、ここでは詳述しないが、第九段正文において天孫降臨の司令も行う天神、高皇産靈尊（正文では初出）の登場は、それまでの正文の上では到底納得できないほど唐突であって、異なる段の一書群の間を行きつ戻りつしながら、辛うじて説明されるものであるが、仮に『古事記』からの情報があれば、極めて自然に筋書きが通ってしまう。『古事記』をよく知る者ほど、正文の唐突さに気付かない

であろう。

『日本書紀』神代巻は森氏の言うβ群であり、その編者の前に『古事記』があった可能性は高い。かような状況から、『日本書紀』にとつて『古事記』は言外の「一書」であったという、1のような推論は成り立たないだろうか。『日本書紀』神代巻では、『古事記』をも含めた複数の系統の〈建国神話〉、換言すればかつて「記紀神話」といわれたような漠然とした〈建国神話〉の流れの上に、一筋の正文が蛇行しながら流れている、といったイメージである。

これに対しても全く異なる意見が提出されている。例えば金井清一氏は、『日本書紀』が一書を含めて多くの〈神話〉を列挙するのは、かつて神話を持っていた力を骨抜きにするためであり、〈神話〉を一本化、絶対化しようとする『古事記』を否定するためであると2を主張し、三浦佑之氏は、『古事記』から序文を切り離すべきだと論じた上で、『古事記』は当時の律令官人にとつて国史と認められるほどの重要な存在ではなく、そもそも『日本書紀』的な価値観からは相手にされるほどの存在ではなかった旨を説いている。

* * *

シンポジウムを通して、『日本書紀』の用字・用語から、帰化人を含めた複数の筆録者、何段階にも及ぶ編纂過程が

明らかになりつつあることが分かった。また、『古事記』の表記・表現の研究が、高い精度をもって進められてきたことは上代文学界に身をおく誰もが認めるところであろう。こうした研究の成果と、作品としての『古事記』・『日本書紀』が伝えようとした内容、〈神代史〉を含めた〈歴史〉文脈とを如何に有機的に結びつけるかが今後の課題であるように思われた。『古事記』の作品論的研究はこれまでも一定の成果をあげてきたと言えるが、漢字・漢文の素養において相当にレベルの違う複数の筆録者によって、必ずしも巻の順序通りではなく編纂された『日本書紀』については、その「作品」としての理解のあり方が改めて問われるべき状況にあると言えるだろう。

シンポジウムの趣旨は『日本書紀』の成立を視野にいれつつ『古事記』を考えることにあった。『古事記』と『日本書紀』との関係を考える際、なぜ正史『日本書紀』に『古事記』ばりの〈建国神話〉があるのかという問題を解くことが重要な鍵の一つであると考え、若干の卓見を述べたが、これとて『古事記』と『日本書紀』β群の研究であり得ても、『日本書紀』の思想・理念を問うことが出来るかは疑問である。

注

- (1) 石母田正『日本古代国家論第一部』（岩波書店、一九七三年）参照。
- (2) 矢嶋泉「小帝国の史書『古事記』―日本語で書かれた史書」（『文学』一三一、二〇一二年一月）が、自国の言葉で歴史を書く小帝国としての日本の営みを詳しく論じている。
- (3) 『日本書紀』神代巻の各段初めに置かれた文章（「本文」「本書」「正文」などと呼ばれているもの）を本稿では「主文」と呼ぶ。主文と一書群とが交互に主流・副流となって神代史を流れているという考えに基づく。
- (4) 日神系・天照系は北川和秀「古事記上巻と日本書紀神代巻との関係」（『文学』四八一五、一九八〇年五月）、タカミムスヒ系は三品彰英「建国神話の諸問題」（平凡社、一九七二年）、溝口陸子「王権神話の二元論」（吉川弘文館、二〇〇〇年）参照。
- (5) 拙稿「神代記・紀の〈読み〉方を考える」（『文学』一三一、二〇一二年一月）、「擬漢文体の〈日本神話〉」（河野貴美子・王勇編『東アジアの漢籍遺産』勉誠出版、二〇一二年）等参照。
- (6) 『日本書紀』の陰陽二元論については、神野志隆光『古事記の世界観』（吉川弘文館、一九八六年）参照。
- (7) 拙稿「神代記・紀の相関性について」（『國學院雑誌』一一二―一一、二〇一一年一月）。
- (8) 金井清一「神話と歴史―古事記と日本書紀との異質性

- 「(国語と国文学)六七一五、一九九〇年五月)、同
「古事記の成立―正史『続日本紀』の不記載をめぐって
―」(「國學院雜誌」一一二―一一、二〇一一年一月)。
(9) 三浦佑之『古事記のひみつ 歴史書の成立』(吉川弘
文館、二〇〇七年)。

『上代文学』掲載論文のインターネット公開について

上代文学掲載の論文を筆者の意志でインターネット上に掲載する場合は、以下の事項を守ること。

- 1 当該論文掲載の『上代文学』発行後であること。
- 2 『上代文学』〇号(〇年〇月)と初出を明記すること。

『上代文学』投稿規程

- 1 投稿者は会員に限る。
- 2 投稿論文は原則として縦書きとし、分量は四百字詰め原稿用紙四十枚以内(注をも含む)とする。
- 3 ワープロ原稿の場合には、原則として縦書き、一行四十字に設定し、分量は四百行以内(注をも含む)とする。
- 4 投稿論文は、原本を手許におき、コピー五部を送る。
- 5 投稿論文の表紙には、投稿者の住所および勤務先(学生の場合は大学名、学部学科名または大学院課程名、学年)を記載する。氏名にはその読みをかなで書き加える。
- 6 投稿論文の送り先は事務局とする。
- 7 投稿論文の締切は、六月十五日、十一月三十日の二度とする。
- 8 投稿論文に対しては、部分的修正を要求する場合がある。
- 9 投稿論文の採否は、編集委員会の議を経て常任理事会で決定し、その結果を通知する。
- 10 投稿論文(コピー五部)は返却しない。
- 11 「上代文学」に掲載された論文等の著作権は執筆者に帰属する。ただし、発行から五年を経過した分については、特に申し出がない限り、上代文学会の責任において順次電子化公開する。
- 12 翻刻・影印などを含む論文等については、「上代文学」への投稿に際し予め所蔵者から電子化公開の許可を得ておくこと。許可が得られない場合も投稿を妨げないが、その旨を原稿の末尾に明記するとともに、非公開とする箇所を明示すること。